

柔道の授業の安全な実施に向けて

平成24年3月
文部科学省
スポーツ・青少年局

目 次

1 はじめに

- (1) 平成24年度からの新しい中学校学習指導要領の実施 … 1
- (2) 武道必修化の意義と目的 …………… 3
- (3) 中学校における柔道事故の状況と留意すべき点………… 3

2 柔道の授業における安全管理のための6つのポイント

授業に入る前に

- (1) 練習環境の事前の安全確認 …………… 5
- (2) 事故が発生した場合への事前の備え …………… 5
- (3) 外部指導者の協力と指導者間での意思疎通・指導方針 … 6
- (4) 指導計画の立て方 …………… 7

実際の授業の中で

- (5) 安全な柔道指導を行う上での具体的な留意点 …………… 9
- (6) 万一の場合の対処 …………… 13

参 考

1 はじめに

(1) 平成24年度からの新しい中学校学習指導要領の実施

- 平成24年度から新しい中学校学習指導要領が全面実施されます。
 今回の学習指導要領の改訂では、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までの12年間を見通して、①各種の運動の基礎を培う時期（小1～4）、②多くの領域の学習を経験する時期（小5～中2）、③卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期（中3～高3）という3つの発達の段階でとらえ、指導内容の体系化を行っています。
- 武道は、中学校第1学年及び第2学年では、これまで「武道又はダンス」としての選択領域でしたが、上記のような考え方により、新しい学習指導要領では、「武道」と「ダンス」を含めた全ての領域が必修となります。

中学校 保健体育(体育分野)の領域構成について

※黄色の領域:必修

学年		領域						
<現行>		必修	必修	必修	必修	必修	必修	選択
1年	体育に関する知識	体つくり運動	器械運動	陸上競技	水泳	球技	ダンス	武道
2年	体育に関する知識	体つくり運動	器械運動	陸上競技	水泳	球技	ダンス	武道
3年	体育に関する知識	体つくり運動	器械運動	陸上競技	水泳	球技	ダンス	武道
<改訂>		必修	必修	必修	必修	必修	必修	必修
1年	体育理論	体つくり運動	器械運動	陸上競技	水泳	ダンス	球技	武道
2年	体育理論	体つくり運動	器械運動	陸上競技	水泳	ダンス	球技	武道
3年	体育理論	体つくり運動	器械運動	陸上競技	水泳	ダンス	球技	武道

注) 1学年及び2学年において示されている領域をすべての生徒が履修

- もちろん、これまでも選択領域の中で「武道」の授業の充実を進めてこられた学校もある訳ですが、そのような学校においては、これまでの経験と実績をもとに、安全に配慮しながら、さらに授業の充実を図っていただくことが重要です。
- 一方、初めて「武道」の授業に取り組もうとする学校もあるでしょう。
 また、武道の中でも特に「柔道」については、「危険ではないのか」といった不安の声もありますが、指導体制を整備し、生徒の状況をしっかり把握し、無理がない指導計画に基づき、安全に十分配慮して進めていただければ事故を回避することができます。

- 柔道を含めた体育活動中の事故の防止対策については、「体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議」で検討を進めていただいております、別途その報告書がまとまる予定ですが、この資料では、特に初めて柔道の授業に取り組むような学校の関係者にも、安全管理のために留意する事項等について、わかりやすくお示しすることを念頭においてまとめています。生徒の安全な指導のため、是非御活用ください。

- また、体育の授業で柔道が扱われることに対して不安を抱く保護者の方々などにも説明できるようにすることにも配慮していますので、そういった形での利用も御検討ください。
なお、この資料は文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm)から入手し、印刷することも可能です。

(2) 武道必修化の意義と目的

- 武道は、我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて、基本動作や基本となる技を身に付け、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動です。
- 武道を学ぶことによって礼に代表される伝統的な考え方などを理解することが期待されます。また、相手の動きに応じて対応する中で、相手を尊重する態度がはぐくまれることも期待できます。

(3) 中学校における柔道事故の状況と留意すべき点

- 武道が必修となることで、特に「柔道」を必修の授業として扱うことについては、「危険なのではないか」、「重大な事故が起きているのではないか」といった不安の声があります。
- しかし、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の給付件数を見ると、中学校の体育の授業における柔道の死亡事故は、平成元年度から平成21年度まで報告がなく、柔道については、授業中より運動部の活動中の事故が多いという実態があります。
ただし、授業中の事故についても、頭部の重篤（障害等級の1級～3級）な事故が、平成10年度から平成21年度に2件報告されていますし、捻挫や打ち身などの比較的軽いけがについては、さらに多く報告されています。
このような中、各学校において、柔道に限らず生徒の安全は最重要課題であり、安全管理に努めていくことが重要です。

①

柔道の死亡見舞金の支給件数(授業・部活動別含む)(H元年～H21年度)

		平元	平2	平3	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	合計
授業		2	0	0	0	0	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	10
内訳	小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高等学校	2	0	0	0	0	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	10
部活動(クラブ活動含む)		5	7	4	6	4	6	2	4	5	4	2	1	1	5	4	1	4	1	0	1	4	71
内訳	小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学校	0	2	1	2	0	3	1	2	0	2	1	1	0	3	2	0	3	0	0	0	2	25
	高等学校	5	5	3	4	4	3	1	2	5	2	1	0	1	2	2	1	1	1	0	1	2	46
計		7	7	4	6	4	7	2	6	7	5	2	1	1	5	4	2	5	1	0	1	4	81

※ 年度別については見舞金を支給した年度

② 中学・高等学校での体育の授業等における死亡・重度の障害事故
 一種目別・学年別発生件数

	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
陸上競技	10	12	15	19	18	13	87
水泳	4	4	4	3	3	6	24
バスケットボール	0	0	3	3	2	9	17
サッカー	0	0	2	1	7	6	16
器械体操等	2	0	3	2	2	1	10
柔道	2	0	0	1	4	2	9
バレーボール	1	4	0	1	1	1	8
その他	2	3	8	13	8	7	41
合計	21	23	35	43	45	45	212

※数値は平成10～21年度

③ 中学・高等学校での運動部活動における死亡・重度の障害事故
 一種目別・学年別発生件数

	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
柔道	14	7	3	20	2	4	50
野球	3	6	2	14	7	3	35
バスケットボール	5	7	3	7	8	3	33
ラグビー	1	0	0	5	13	12	31
サッカー	5	2	1	9	3	6	26
陸上競技	3	3	1	6	4	2	19
バレーボール	2	4	1	3	3	1	14
テニス	4	3	1	4	2	0	14
剣道	1	3	2	4	3	0	13
器械体操等	0	1	2	3	5	0	11
水泳	2	3	1	2	2	0	10
ハンドボール	3	1	0	1	3	0	8
ボクシング	0	0	0	3	4	0	7
自転車	0	0	0	2	3	1	6
その他	1	6	2	16	11	5	41
合計	44	46	19	99	73	37	318

※数値は平成10～21年度

- ※ ①～③は、(独)日本スポーツ振興センターにおける災害共済給付のデータである。
- ※ ②③は死亡事故のほか重度の障害(1級～3級)を加えたものであり、①は死亡事故のみである。
- ※ ②③は事故発生年度で整理し、①は災害共済給付の支給年度で整理したものである。

- 柔道の重大な事故の内容を見ると、体の部位としては頭部や頸部に多いこと、また、中学1年と高校1年の初心者に事故が多いことが特徴的です。
 これは、技をかけられた際に受け身を十分とれなかった場合などに、頭部や頸部にダメージを受けたことが原因であると考えられます。
- 柔道の指導を行う場合、頭を打たない、打たせないことが大変重要です。P18からP19にかけて、頭部に衝撃が加えられた場合に知っておくべき事項として、加速損傷、セカンドインパクトシンドローム等について記述していますので、参照してください。

- ※ なお、運動部の活動における柔道指導については、
 - ・ 学年・体格・体力・有段者(経験者)と無段者(初心者)の技能レベル・関心、意欲等の多様な生徒が混在していること、
 - ・ 試合を想定した練習機会が多いこと、
 - ・ 勝利のために高いレベルの厳しい練習を生徒に課したり、鍛錬的な厳しい指導をしたりすることも時に見られること
 などが授業との違いとしてあげられます。

このため、体育授業における柔道の指導と運動部の活動におけるいわゆる競技としての柔道の指導とは、分けて安全管理を行う必要があります。運動部の活動における柔道の指導は、体育の授業以上に注意して安全管理に努めていくことが重要です。

運動部の活動の指導における留意点の詳細については、追って出される「体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議」の報告書を参照してください。